第3期

定時株主総会 招集ご通知

日時 平成27年6月24日 (水曜日)

午前10時

場所 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

仙台銀行本店 9階講堂

第3期定時株主総会会場は仙台市となっております。末尾の株主総会 会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。







目 次

第3期定時株主総会招集ご通知 添付書類	 1
■事業報告	
1. 当社の現況に関する事項	 3
2. 会社役員(取締役及び監査役)に関する事項	 11
3. 社外役員に関する事項	 12
4. 当社の株式に関する事項	 14
5.当社の新株予約権等に関する事項	 16
6. 会計監査人に関する事項	 17
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	 18
8. 業務の適正を確保する体制	 18
9. 会計参与に関する事項	 20
10. その他	 20
■ \± \\+ = \\ \dot = \+ \\ \x	
■連結計算書類 連結貸借対照表	 21
連結損益計算書	22
連結株主資本等変動計算書	
医伯怀工具本守友到司 异盲	23
■個別計算書類	
貸借対照表	 24
損益計算書	 25
株主資本等変動計算書	 26
■監査報告書	~7
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	 27
会計監査人の監査報告書謄本	 28
監査役会の監査報告書謄本	 29
■株主総会参考書類	
第 1号議案 剰余金処分の件	 30
第2号議案 定款一部変更の件	 31
第3号議案 取締役12名選任の件	 32
第4号議案 監査役2名選任の件	 38
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	 39

■会場ご案内図

中継会場ご案内図 株主総会会場ご案内図

株主各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号 株式会社 **じもとホールディングス** 代表取締役社長 粟 野 学

(証券コード 7161)

平成27年6月5日

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、株主総会前日の営業時間終了時(平成27年6月23日(火曜日)午後5時10分)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1.日 時** 平成27年6月24日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号 仙台銀行本店 9 階講堂
 - ・前回の定時株主総会は山形市の遊学館2階ホールで開催いたしましたが、今回の第3期定時株主総会につきましては、仙台市の仙台銀行本店9階講堂での開催とし、山形市のきらやか銀行本店3階大会議室を中継会場とすることにいたします。
 - ・末尾の株主総会会場ご案内図及び中継会場ご案内図をご参照い ただき、お間違いのないようご注意ください。
 - ・なお、次回株主総会は山形市で開催する予定としております。

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第3期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告 の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第3期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役12名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

以上

- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連 結注記表」につきましては、法令及び定款第26条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェ ブサイト(http://www.jimoto-hd.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書 類には掲載しておりません。

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。

※ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.jimoto-hd.co.jp/)に掲載させていただきます。

- ※ 山形市の中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- ※ 中継会場にご来場の場合は、議決権行使書用紙により、あらかじめ議決権のご行使をお済ませの うえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

添付書類

第3期(平成26年4月1日から)事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

① 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社きらやか銀行(以下「きらやか銀行」といいます。)及び株式会社仙台銀行(以下「仙台銀行」といいます。)を含む連結子会社5社及び関連会社(持分法適用会社)2社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、カード業務、ベンチャーキャピタル業務などの幅広い金融サービスを提供しております。

② 金融経済環境

当連結会計年度における国内経済は、政府による経済政策及び日銀による金融緩和を背景に企業業績や雇用情勢の改善が見られました。他方、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動や円安による物価上昇の影響で個人消費の低迷が持続するなど、景気は総じて回復基調にあるものの、一部不透明な状況で推移いたしました。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、さらに緩やかな回復基調が続くことが期待されますが、海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があります。

当社グループの営業エリアである宮城県経済は、個人消費など一部に弱い動きがみられたものの、復興関連の公共投資や住宅投資などが高水準で推移し、回復基調が続いております。また、山形県経済は、個人消費に一部弱い動きが見られるものの、住宅建設が前年を上回る水準で推移するなど、雇用情勢、鉱工業生産を含め持ち直しの傾向にあります。

③ 企業集団の事業の経過及び成果

このような環境のもと、当社は、銀行子会社であるきらやか銀行及び仙台銀行とともに「じもとグループ」として、宮城と山形の「人・情報・産業」をつなぎ、お客さまに喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを目指して震災復興支援をはじめとした各種施策に取り組んでおります。また、長期的な経営戦略として、地元中小企業への「本業支援」を掲げ、経営者の経営課題を徹底的に聴き、事業発展に向けた様々なニーズや課題等を解決するべく、グループ役職員が一丸となって、人材育成や組織づくり、お客さまへの訪問活動を展開しております。

当連結会計年度の経常収益は、資金運用収益及びその他業務収益の拡大に努めた結果、前年度比12億6百万円増加の427億55百万円となりました。経常費用は、前年度比5億70百万円増加の360億4百万円となりました。その結果、経常利益は前年度比6億36百万円増加の67億51百万円、当期純利益は前年度比13億24百万円増加の59億86百万円となりました。

当連結会計年度末の財政状態につきましては、総資産は前年度末比1,011億円増加の2兆5,462億円、純資産は前年度末比114億円増加の1,166億円となりました。

主な勘定残高につきましては、貸出金残高は、中小企業向け貸出金の増加などから前年度末 比784億円増加の1兆6,003億円となりました。預金残高(譲渡性預金含む)は、法人預金及 び公金預金の増加から前年度末比875億円増加の2兆3,587億円となりました。有価証券残高 は、預金残高増加に伴い債券を中心に運用を増加したことなどから前年度末比227億円増加の 7.528億円となりました。

なお、主要な子会社の損益等につきましては、以下の通りとなりました。 【きらやか銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)】

(単位:億円)

		平成25年度	平成26年度	増減
	経 常 収 益	248	257	8
	コア業務粗利益	198	204	6
損益	コア業務純益	51	55	3
	経 常 利 益	34	33	△0
	当 期 純 利 益	22	23	0
	総 資 産	13,725	14,085	360
	預金等(譲渡性預金を含む)	12,567	12,881	313
主要勘定残高 (末 残)	総預かり資産	1,784	1,874	89
	貸 出 金	9,438	9,806	368
	有 価 証 券	3,519	3,242	△276

【仙台銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)】

(単位:億円)

			(十四・四11)
		平成25年度 平成26年度	増減
	経 常 収 益	166 164	△1
	コア業務粗利益	131 133	1
損益	コ ア 業 務 純 益	22 29	7
	経 常 利 益	30 32	1
	当 期 純 利 益	25 33	8
	総 資 産	10,780 11,396	616
	預金等(譲渡性預金を含む)	10,194 10,802	607
主要勘定残高(末 残)	総預かり資産	731 823	92
	貸 出 金	5,750 6,188	437
	有 価 証 券	3,846 4,290	444

④ 企業集団の対処すべき課題

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から4年が経過しました。宮城県では沿岸部で資材高騰や関係者間の合意形成長期化などにより、復興事業の一部遅延が見られますが、県震災復興計画が「復旧期」から、再生に向けたインフラ整備などの充実を図る「再生期」に入るなど、着実に復興への取組みが進み、今後も活発な経済活動が続くことが見込まれます。

このような環境のなか、当社では平成27年4月から3年間を計画期間とする「新中期経営計画」を策定いたしました。本計画では、県境を越えた地域金融グループの特徴を最大限発揮し、『本気の本業支援』に取組み、「人・情報・産業」をつなぎ、地域経済の復興・創生に貢献して、お客さまとじもと地域に喜んでもらえるグループとなることを目指しております。この目指す姿を実現するため、「本業支援の進化・発展」「経営の効率化・合理化」「企業価値の向上」「内部管理態勢の強化」を基本骨子として施策を展開してまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:億円)

						平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連	結	経	常	収	益	_	338	415	427
連	結	経	常	利	益	_	20	61	67
連	結	当	期 純	利	益	_	19	46	59
連	結	包	括	利	益	_	75	37	132
連	結	純	資	産	額	_	1,036	1,052	1,166
連	結	総	資	産	額	_	23,492	24,450	25,462

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社は、平成24年10月1日設立のため、平成23年度以前については記載しておりません。
 - 3. 当社は、平成24年10月1日付できらやか銀行と仙台銀行の経営統合にともない、両行の共同持株会社として設立されました。設立に際し、きらやか銀行を取得企業として企業結合会計を行っているため、平成24年度の連結経営成績は、取得企業であるきらやか銀行の連結経営成績を基礎に、仙台銀行の平成24年10月1日から平成25年3月31日までの連結経営成績を連結したものとなります。

ロ. 当社の財産状況及び損益の状況

(単位:億円)

				平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
営	業	収	益	_	12	16	17
	受 取	配当	額	_	10	12	13
	銀行業	を営む子会	: 社	_	10	12	13
	その化	也の子会	社	_	_	_	_
当	期	純 利	益	一百万円	1,124百万円	1,310百万円	1,353百万円
1	株当たり) 当期純利	益	円 一 数	円 5 19	円 5 18	円 銭 5 58
総		資	産	_	945	948	1,030
	銀行業を営	む子会社株芸	式 等	_	935	935	935
	その他の	子会社株式	等	_	_	_	_

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社は、平成24年10月1日設立のため、平成23年度以前については記載しておりません。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年	度 末	前 年	度 末	
	銀行業	その他	銀行業	その他	
使用人数	1,689人	63人	1,673人	71人	

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

株式会社きらやか銀行

			当 年 度 末	前 年 度 末
山	形	県	店 うち出張所 99 (2)	店 うち出張所 99 (2)
宮	城	県	7 (1)	7 (1)
福	島	県	1 (—)	1 (—)
秋	田	県	2 (—)	2 (—)
新	潟	県	5 (—)	5 (-)
東	京	都	2 (—)	2 (—)
埼	玉	県	1 (—)	1 (—)
合		計	117 (3)	117 (3)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を138か所設置しております。

株式会社仙台銀行

			当 年 度 末	前 年 度 末
			店 うち出張所	店 うち出張所
宮	城	県	72 (5)	72 (5)
東	京	都	— (<u>—</u>)	— (<u>—</u>)
合		計	72 (5)	72 (5)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を90か所設置しております。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

	銀行業	その他	合 計
設 備 投 資 の 総 額	1,184	_	1,184

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

口. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

	事 業 別		会 社 名	内 容	金額
V□	㈱きらやか銀行	店舗新築・改修等	212		
収	銀 行 業	未	(株) 仙 台 銀 行	店舗新築・改修等	755

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
- (6) 重要な親会社及び子会社等の状況
 - イ. 親会社の状況 該当事項はありません。

口. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社きらやか銀行	山形県山形市	銀 行 業	平成19年 5 月 7 日	百万円 22,700	100.00 %	_
株式会社仙台銀行	仙台市青葉区	銀 行 業	昭和26年 5 月25日	百万円 22,485	100.00 %	_
山形ビジネスサービス 株 式 会 社	山形県山形市	事務受託業務	昭和56年 1月23日	百万円 10	100.00 %	_
きらやかカード株式会社	山形県山形市	クレジットカード、 信 用 保 証 業 務	昭和63年 8月1日	百万円 30	100.00 %	_
きらやかキャピタル株式会社	山形県山形市	ベ ン チ ャ ーキャピタル業務	平成8年 4 月 3 日	百万円 30	55 . 00 %	_
株 式 会 社 東 北 バンキングシステムズ	山形県山形市	電子計算処理受託業務	平成7年 12月12日	百万円 60	39.70 [%]	_
株式会社富士通山形インフォテクノ	山形県山形市	コンピューターシス テム開発・保守・ 運 用 受 託 業 務	昭和49年 10月31日	百万円 60	49.00 [%]	_

- (注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 - 2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、間接保有等を含んでおります。
 - 3. 株式会社東北バンキングシステムズと株式会社富士通山形インフォテクノは、持分法適用関連会社であります。
 - 4. きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社は、平成27年3月1日を効力発生日として、株式会社きらやか銀行が存続会社となり同社を吸収合併いたしました。

- (7) 主要な借入先 該当事項はありません。
- (8) 事業譲渡等の状況 該当事項はありません。
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社役員(取締役及び監査役)に関する事項

(1) 会社役員の状況

(平成26年度末現在)

			\ \	7004没不况任)
氏	名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木	隆	代表取締役会長	㈱仙台銀行代表取締役頭取	_
粟 野	学	代表取締役社長	㈱きらやか銀行代表取締役頭取	_
御園生	勇 郎	常務取締役	㈱仙台銀行代表取締役専務	_
坂 本	行 由	常務取締役総合企画部長	㈱きらやか銀行取締役	_
東海林	賢市	取 締 役	㈱きらやか銀行代表取締役常務	_
髙 橋	博	取 締 役	㈱仙台銀行代表取締役常務	_
佐川	章	取 締 役	㈱きらやか銀行代表取締役常務	_
斎 藤	義明	取 締 役	(株)仙台銀行常務取締役	_
田中	達彦	取 締 役	㈱きらやか銀行常務取締役	_
横山	千 大	取 締 役	㈱きらやか銀行常務取締役	_
佐 藤	章	取 締 役	㈱仙台銀行取締役	_
熊 谷	湍	取 締 役(社外)	(株)仙台銀行取締役(社外) (株)ユアテック相談役	_
長谷部	俊 -	常勤監査役	(株)仙台銀行監査役	_
菅 野	國大	監 査 役(社外)	(株)仙台銀行監査役(社外) 東北学院大学名誉教授 弁護士	_
伊 藤	吉明	監 査 役(社外)	(株) きらやか銀行監査役 (社外) 伊藤公認会計士事務所所長	_
三浦	俊 -	監 査 役(社外)	(株)仙台銀行監査役(社外)	_
当事業年	度中に退任	(辞任)した役員		
須 藤	庄一郎	取 締 役	㈱きらやか銀行代表取締役常務	平成26年6月24日退任
芳 賀	隆之	取 締 役 総合企画部長	㈱仙台銀行取締役	平成26年6月3日辞任
笹島	富二雄	監 査 役(社外)	(㈱きらやか銀行監査役(社外) 久遠特許事務所 共同代表 東北大学特任教授(客員) 山形大学客員教授	平成26年4月17日退任

⁽注) 1. 取締役の熊谷満氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

- 2. 監査役の菅野國夫氏、伊藤吉明氏及び三浦俊一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3. 監査役の菅野國夫氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 4. 監査役の伊藤吉明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5. 当事業年度中に退任した(辞任)した役員の地位は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	区 分		支 給 人 数	報 酬 等
取	締	役	14	53
監	査	役	5	12
	合 計		19	65

- (注) 1. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 報酬限度額は、平成25年6月25日開催の当社定時株主総会において、取締役が1億8千万円以内(うち社外取締役250万円以内)、監査役が6千万円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

	氏 名		兼職その他の状況
熊	谷 (取 締 役)	満	(株)仙台銀行取締役(社外) (株)ユアテック相談役
菅	野 國 (監 査 役)	夫	(㈱仙台銀行監査役(社外) 東北学院大学名誉教授 弁護士
伊	藤 吉 (監 査 役)	明	(㈱きらやか銀行監査役(社外) 伊藤公認会計士事務所所長
Ξ	浦 俊 (監 査 役)	_	(株)仙台銀行監査役(社外)

- (注) 1. 社外取締役の熊谷満氏、社外監査役の菅野國夫氏及び三浦俊一氏が兼職しております株式会社仙台銀行は、当社の 子会社であります。
 - 2. 社外監査役の伊藤吉明氏が兼職しております株式会社きらやか銀行は、当社の子会社であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏	名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 そ の 他 の 活 動 状 況
熊_谷	満	2年_	当期開催の取締役会19回のうち16	取締役会において議案審議等に必要な発言を適宜
(取締	役)	6ヶ月	回出席しております。	行っております。
			当期開催の取締役会19回のうち19	取締役会において疑問点等を明らかにするため適
菅 野	國夫	2年	回出席し、また監査役会16回のうち	宜質問し意見を述べております。
「(監査査	役)	6ヶ月	16回出席しております。	監査役会において監査結果について意見交換、監
			10回山浦 してわりより。	査に関する重要事項の協議を行っております。
			当期開催の取締役会19回のうち18	取締役会において疑問点等を明らかにするため適
伊藤	吉明	2年	回出席し、また監査役会16回のうち	宜質問し意見を述べております。
(監査	役)	6ヶ月	16回出席しております。	監査役会において監査結果について意見交換、監
			10回山席してわりまり。	査に関する重要事項の協議を行っております。
			就任後開催の取締役会15回のすべ	取締役会において疑問点等を明らかにするため適
三浦	俊一	9ヶ月	てに出席し、また、就任後開催の監	宜質問し意見を述べております。
三 浦 (監 査	役)	タゲ月	査役会13回のすべてに出席してお	監査役会において監査結果について意見交換、監
	1,747		ります。	査に関する重要事項の協議を行っております。

(3) 責任限定契約

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の概要は以下の通りであります。

氏	名	責任限定契約の内容の概要
熊 谷	満	A-11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
菅 野	國 夫	会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる 過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を
伊 藤	吉 明	週大がないこさは、云社伝第423末第1項に定める取仏員位限及領を限及こして損害賠負負位を 負うものとする。
三浦	俊 一	, A / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 /

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の子会社からの報酬等
報酬等の合計	5	4	13

(5) 社外役員の意見 該当事項はありません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

① 発行可能株式総数 1,600,000千株

うち

普通株式 1,600,000千株

B種優先株式 130,000千株

C種優先株式 200,000千株

D種優先株式 200,000千株

② 発行済株式の総数

普通株式 178,867千株

(うち自己株式5千株)

B種優先株式 130,000千株

C種優先株式 100,000千株

D種優先株式 50,000千株

③ 当年度末株主数

普通株式 14,182名

B種優先株式 1名

C種優先株式 1名

D種優先株式 1名

(2) 大株主

普通株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式につきましては、発行済株式の総数の上位10名の株主を記載しております。

① 普通株式

サ ン カボカワルカキ	当社への	出資状況
株主の氏名又は名称	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	千株 8,903	% 4.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	5,634	3.14
きらやか銀行行員持株会	5,472	3.05
株式会社みずほ銀行	3,300	1.84
三井住友海上火災保険株式会社	3,285	1.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,043	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1,493	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,477	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	1,476	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	1,450	0.81

② B種優先株式

			松子	この氏々	宮又は名	夕壬							当社への	出資状況				
			11/1	=071(1	コス141	白小				扌	寺	株	数	持	株	比	率	
													千株					%
株	定	会	社	整	理	口	収	機	構			13	0,000			10	0.00	

③ C種優先株式

			₽4: →	Eの氏名	タカル	夕折						当社への	出資状況				
			1本コ	EVILA	白又は~	白仦				持	株	数	持	株	比	率	
												千株					%
株	定	会	社	整	理	П	収	機	構		10	0,000			10	0.00	

④ D種優先株式

				₩:→	一の氏々	名又は名	5 £h						当社への	出資状況				
				1木土	-071(1	う又は1	白小				持	株	数	持	株	比	率	
Г													千株					%
	株	式	会	社	整	理	口	収	機	構		5	0,000			10	00.00	

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は、持株数を発行済株式の総数(自己株式を除く)で除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等 該当事項はありません。
- (3) その他

当事業年度において第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額下方修正条項及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)を下記の通り発行いたしました。

- ① 社債発行日 平成26年9月24日
- ② 社債の総額 80億円
- ③ 行使請求期間 平成26年11月4日から平成29年9月20日
- ④ 償還期限 平成29年9月22日⑤ 転換価額 1株につき245円
- ⑥ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦ 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
- ⑧ 新株予約権の目的となる株式の数(発行時) 32,653,061株
- ⑨ 当事業年度において権利行使された株式の数 0株
- ⑩ 当事業年度末における未行使株式の数 32,653,061株

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

	氏 名 又	は名称					当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法	去人							
指定有限責任社員	業務執行社員	公認会計士	齋	藤	憲	芳	14	4
指定有限責任社員	業務執行社員	公認会計士	渡	辺	雅	章	16	4
指定有限責任社員	業務執行社員	公認会計士	窪	寺		信		

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、110百万円であります。
 - 3. 非監査業務に基づく報酬は、外国口座税務コンプライアンス法導入に向けた課題整理等及び新株予約権付社債発行に係るコンフォートレター作成業務に対する支払いであります。
- (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、 監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監 査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を 報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、当社及び当社グループの業務の健全性及び適切性を確保するため、以下の「内部統制基本方針」を制定しております。

- (1) 取締役及び使用人(グループ会社の取締役及び使用人を含む)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定する。
 - ② 当社は、グループコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス実施状況を監視し、コンプライアンス体制の充実に向けた課題を協議する。
 - ③ 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置する。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理する。
 - ④ 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス遵守態勢の監査を定期的に実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
 - ⑤ 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令 違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護 する態勢を構築する。
 - ⑥ 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を 制定する。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理 態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、 文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保 存するものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにリスク管理方針を制定する。
 - ② 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理 規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
 - ③ 当社は、グループリスク管理委員会を設置し、当社及び当社グループにおける各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模で一元的に統括・管理することにより、リスク管理態勢の強化・充実を図る。
 - ④ 当社は、当社及び当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築する。

- ⑤ 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、 適時適切に報告させるとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、決定事項について、法令に定めるもののほか、定款及び取締役会規程に定めるものとする。
 - ② 取締役会は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分 掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項とする。当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行う。
 - ② 当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
 - ③ 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
 - ④ 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
 - ⑤ リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導する。
 - ⑥ 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
 - ① 監査役は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査役の職務を補助すべき使用人(以下、「補助者」という)の配置を求めることができる。
- (7) 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
- (8) 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利 な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会へ報告する。また、監査役会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。

- ② 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該監査役会へ報告する。
- ③ 上記①及び②の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な 取扱いをしてはならないものとする。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理 由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、 速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、子会社の監査役及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行う。
 - (注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月24日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記は当該改定後の内容を記載しております。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第3期末(平成27年3月31日現在)連結貸借対照表

	彩	ł		目		金額	科目金額
(資	産	の	部)		(負債の部)
現	金	j	項	け	金	159,638	預 金 2,121,536
買	入	金	銭	債	権	838	譲 渡 性 預 金 237,199
							借 用 金 29,230
商	品	有	価	証	券	26	外 国 為 替 2
有	,	価	āī	E	券	752,854	社 債 5,800
貸		,	±		金	1,600,381	新 株 予 約 権 付 社 債 8,000
							その他負債 11,774
外		玉	為	3	替	548	賞 与 引 当 金 288
そ	の	ſ	也	資	産	6,639	退職給付に係る負債 1,932
有	形	固	定	資	産	24,899	利 息 返 還 損 失 引 当 金 6
''			~_	_			睡眠預金払戻損失引当金 423
	建				物	7,907	偶 発 損 失 引 当 金 54
	土				地	14,406	繰延税金負債 3,747
	IJ	_	ス	資	産	81	再評価に係る繰延税金負債 1,787
				- 1	,		支 払 承 諾 7,760
	建	設	仮	勘	定	608	負債の部合計 2,429,543
	その	他の	有形	固定資	産産	1,894	(純 資 産 の 部)
無	形	固	定	資	産	2,809	資 本 金 17,000
7113							資 本 剰 余 金 67,138
	ソニ	7	トゥ	7 エ	ア	1,978	利 益 剰 余 金 18,381
	の		ħ		h	603	自 己 株 式 △1
	その	他の	無形	固定資	译	227	株 主 資 本 合 計 102,518
							その他有価証券評価差額金 10,630
退	職給	付(こ係	る資	産	1,341	土 地 再 評 価 差 額 金 3,587
繰	延	税	金	資	産	2,059	退職給付に係る調整累計額 △356
支	払	承	諾	見	返	7,760	その他の包括利益累計額合計 13,860
							少 数 株 主 持 分 292
貸	倒		引 	当	金	△13,582	純 資 産 の 部 合 計 116,672
資	産	の	部	合	計	2,546,216	負債及び純資産の部合計 2,546,216

第3期 (平成26年4月1日から) 連結損益計算書

	(単位・日万円)
科 目	金額
経 常 収 益	42,755
資 金 運 用 収 益	33,433
貸 出 金 利 息	24,435
有 価 証 券 利 息 配 当 金	8,730
コールローン利息及び買入手形利息	74
預 け 金 利 息	105
その他の受入利息	86
役 務 取 引 等 収 益	5,992
その他業務収益	1,999
その他経常収益	1,330
償 却 債 権 取 立 益	233
株 式 等 売 却 益	629
その他の経常収益	467
経 常 費 用	36,004
資 金 調 達 費 用	2,484
預 金 利 息	1,809
譲渡性預金利息	226
コールマネー利息及び売渡手形利息	0
借 用 金 利 息	40
社 債 利 息	247
その他の支払利息	159
役 務 取 引 等 費 用	2,576
その他業務費用	1,115
営 業 経 費	26,635
その他経常費用	3,192
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	980
その他の経常費用	2,211
経 常 利 益	6,751
特 別 利 益	22
固 定 資 産 処 分 益	22
特 別 損 失	37
固定資産処分損	13
減損損失	23
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	6,736
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	437
法 人 税 等 調 整 額	276
法 人 税 等 合 計	713
少数株主損益調整前当期純利益	6,022
少数株主利益	36
当期純利益	5,986

第3期 $\begin{pmatrix} \text{平成26年 4 月 1 日か6} \\ \text{平成27年 3 月31日まで} \end{pmatrix}$ 連結株主資本等変動計算書

		株	主	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	17,000	67,138	13,110	△0	97,247
会計方針の変更による累積的影響額	_	_	428	_	428
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,000	67,138	13,539	△0	97,676
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,173		△1,173
当 期 純 利 益			5,986		5,986
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			30		30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	_	4,842	△0	4,842
当 期 末 残 高	17,000	67,138	18,381	△1	102,518

	そ	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	少数株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	4,433	3,432	△1,190	6,676	1,281	105,206
会計方針の変更による累積的影響額	_	_	_	_	_	428
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,433	3,432	△1,190	6,676	1,281	105,634
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,173
当期純利益						5,986
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,196	154	833	7,184	△988	6,195
当期変動額合計	6,196	154	833	7,184	△988	11,037
当 期 末 残 高	10,630	3,587	△356	13,860	292	116,672

第3期末(平成27年3月31日現在)貸借対照表

		科	E			金	額		禾	斗	I	Ħ		金	額
(資	産	の	部)			(負	債	の	部)		
流		動	資	İ	産			流		動	負	Į	債		
	現	金及	なび	預	金		9,179	÷	未		払		金		0
	貯		蔵		品		0	į	未	払	3	費	用		0
	前	払		費	用		3	2	未	払 法	去 人	税	等		12
	未	収	Ţ	仅	益		0	į	未	払消	肖 費	税	等		8
	未	収		入	金		271	į	未	払	配	当	金		13
	繰	延移		資	産		6	3	預		ŋ		金		0
	そ		の		他		2		そ		0		他		8
流	動	資	産	合	計		9,462	流	動	負	債	合	計		44
固	_	定	資		産			固		定	負		債		
	有	形 個 工具、			産		8		新株			· 付 社			8,000
		上异、 杉 固 3					° 8	固	定	負	債	合	計		8,000
	無	形匠			産		O	負	債	の	部	合	計		8,044
		商	標	_	権		0				産の)		-,
		ソフ		ウェ	ア		15	株		主	_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		本		
	無牙	15 固 15	主資	産合	計		15		資	_	本	•	金		17,000
	投資	資そ(の他	の資	産				へ 資	本	剰	余	金		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		関 係	会	社 株	式		93,566	-		資 本		備	金		15,500
		敷			金		7					本剰 余			60,868
		繰 延	税	金資	産		0	i		大 剰		金 合	計		76,368
		そ	の		他		0		利	益	剰	余	金		7 0,500
		その					93,574	ĺ				小 : 剰 余			
固	定	· 資	産	合	計		93,599					剰余			1,679
繰	F.1	延	資		産		1.0	=		金利		***	計		1,679
	社	債	発	行	費		18		ניז ב			亚 ロ 株	式		1,079 △1
	創	4-	立	/_ L	費		6								
4 55	株	式	交	付	費 =1		5 20	株	主	資産	本	合	計		95,047
繰	延	資	産	合	計		30				の部		計		95,047
資	産	の	部	合	計		103,092	貝頂	以(グ縄り	見性し	の部合) at		103,092

第3期(平成26年4月1日から) **損益計算書**

		科		 目		金	額
営		業	Щ		益	-TEA	HPK .
-	手	数	料	火 収	皿 入	364	
	受	取	配	当	金	1,351	
<u></u>							
営	業	収	益	合	計		
営	n= -	業	建		用	246	
	販 売		_ び ー			346	
営	業	費	用		計		_
営		-14			益		
営	業			収	益		
	受	取		利	息	1	
	受	取		家	賃	7	
	雑		収		入	0	
İ	業	外	収 🕹	合 益	計		
営	業		外	費	用		
	社	債 発	行	費 償	却	4	
	創	<u>17.</u>	費	償	却	2	
	株	式 交	付	費 償	却	7	
	雑		損		失	3	
Ì	業	外	費用	月 合	計		
圣		常	禾	ij	益		-
兑	引:	前当	期	純 利	益		_
				び事業		7	
法	人		等 訓		額	△1	
法		税			計	·	
当	期		純				-

第3期 (平成26年4月1日から) 株主資本等変動計算書

								(+1	平・ロ/21 1/
				株 主	資 本	:			
		資	本 剰 余	金	利益剰	制余金			
	資 本 金	資本準備	その他資 本剰余金	資本剰余 金 合 計	その他利 益剰余金	利益剰余 合 計	自己株式	株主資本 計	純 資 産 計
		金	本剰余金	金合計	繰越利益 剰 余 金	金合計			
当 期 首 残 高	17,000	15,500	60,868	76,368	1,499	1,499	△0	94,867	94,867
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△1,173	△1,173		△1,173	△1,173
当 期 純 利 益					1,353	1,353		1,353	1,353
自己株式の取得							△0	△0	△0
当 期 変 動 額 合 計	_	_	_	_	180	180	△0	179	179
当 期 末 残 高	17,000	15,500	60,868	76,368	1,679	1,679	△1	95,047	95,047

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

株式会社 じもとホールディングス 取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 齋藤憲芳 即

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 渡 辺 雅 章 即

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 窪 寺 信 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

(A)

 株式会社
 じもとホールディングス

 取締役会
 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 憲 芳 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡 辺 雅 章 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 窪 寺 信 ⑩ 業務執行社員 公認会計士 窪 寺

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計 監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の 遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質 管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め ました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個 別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及 び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 - 会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

株式会社 じもとホールディングス 監査役会

- 常勤監査役 長谷部 俊 一 印
- 社外監査役 菅 野 國 夫 印
- 社外監査役 伊藤吉明 印
- 社外監査役 三 浦 俊 一 即

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行持株会社としての公共性に鑑み適正な内部留保の充実により財務体質の強化に努めるとともに、株主の皆様への安定した配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、普通株式は第2期期末配当金と比較し、1株につき50銭を増配し、2円50銭といたしたいと存じます。

これにより、中間配当金 2 円50銭を加えた普通株式の年間配当金は 1 株につき 5 円となります。

なお、優先株式の期末配当金は、所定のものであります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式	1 株につき2円50銭	総額	447,155,753円
B種優先株式	1 株につき0円17銭5厘	総額	22,750,000円
C種優先株式	1株につき1円47銭	総額	147,000,000円
D種優先株式	1 株につき 0 円15銭	総額	7,500,000円
		合計	624.405.753円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成27年6月25日(木曜日)といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、定款の定めにより責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更となりますので、業務執行取締役等でない取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第40条及び第49条の規定の一部を変更するものです。

なお、定款第40条の一部変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款 変 更 案 第1条~第39条 (条文省略) 第1条~第39条 (現行どおり) (取締役の責任免除および責任制限) (取締役の責任免除および責任制限) 第40条 (条文省略) 第40条 (現行どおり) ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取 外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責 締役 (業務執行取締役または支配人その他の使用人で 任について、法令に定める要件に該当する場合には責 あるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の 任を限定する契約を締結することができる。ただ 損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定す 場合には責任を限定する契約を締結することができ る額とする。 る。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令 が規定する額とする。 第41条~第48条 (条文省略) 第41条~第48条 (現行どおり) (監査役の責任免除および責任制限) (監査役の責任免除および責任制限) (現行どおり) 第49条 (条文省略) 第49条 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監 外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責 査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に 任について、法令に定める要件に該当する場合には責 ついて、法令に定める要件に該当する場合には責任を 任を限定する契約を締結することができる。ただ 限定する契約を締結することができる。ただし、当該 し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規 契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とす 定する額とする。 る。 第50条~第53条 (条文省略) 第50条~第53条 (現行どおり)

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役鈴木隆氏、粟野学氏、御園生勇郎氏、坂本行由氏、東海林賢市氏、髙橋博氏、佐川章氏、斎藤義明氏、田中達彦氏、横山千大氏、佐藤彰氏及び熊谷満氏の12名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は、次のとおりであります。

	以神1以供相有は、(人の)		
候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	* ***********************************	昭和52年4月 振興相互銀行(現仙台銀行)入行 平成12年4月 同行推進部統轄課長兼開発課長 平成14年8月 同行推進部個人営業課長 平成15年4月 同行推進部副部長兼個人営業課長 平成15年6月 同行取締役融資部長 平成17年6月 同行取締役企画部長 平成18年4月 同行取締役企画部長 平成18年6月 同行取締役総務部長 平成19年6月 同行常務取締役総務部長 平成20年6月 同行常務取締役 平成21年6月 同行代表取締役常務 平成21年6月 同行代表取締役常務 平成24年10月 当社取締役 平成25年6月 当社代表取締役会長(現任)	普通株式 26,400株
2	**** ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	昭和54年4月 山形相互銀行(山形しあわせ銀行)入行 平成3年4月 同行企画部企画課長 平成11年6月 同行総合企画部長 平成17年6月 同行専務取締役 平成17年6月 同行専務取締役 平成17年10月 きらやかホールディングス取締役 平成19年5月 きらやか銀行専務取締役 平成19年6月 きらやか銀行専務取締役 平成20年2月 きらやか銀行代表取締役専務 平成20年4月 同行代表取締役頭取(現任) 平成24年10月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社きらやか銀行代表取締役頭取(現任)	普通株式 28,000株

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
		昭和53年4月 振興相互銀行(現仙台銀行)入行 平成12年8月 同行企画部企画課長 平成15年4月 同行企画部副部長兼企画課長 平成17年4月 同行東部工場団地支店長 平成18年6月 同行取締役企画部長	
3	みそのう いき ギ 御園生 勇 郎 (昭和29年4月2日生)	平成20年6月 同行常務取締役企画部長 平成21年6月 同行常務取締役 平成24年10月 当社取締役 平成25年6月 仙台銀行代表取締役専務(現任) 平成26年6月 当社常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社仙台銀行代表取締役専務(現任)	普通株式 16,500株
4	が、本 行 由 (昭和31年3月26日生)	昭和54年4月 山形相互銀行(山形しあわせ銀行)入行 平成15年4月 同行南館支店長 平成16年7月 同行酒田駅東支店長 平成17年6月 同行弓の町支店長 平成19年5月 きらやか銀行仙台地区本部副本部長 平成20年4月 同行営業推進部仙台地区本部長 平成20年10月 同行戦略地域部仙台戦略本部長 平成21年6月 同行取締役(現任) 平成24年10月 当社取締役総合企画部長 平成26年6月 当社常務取締役総合企画部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社きらやか銀行取締役(現任)	普通株式 18,225株
5	東海林 賢 市 (昭和30年12月25日生)	昭和53年4月 山形相互銀行(山形しあわせ銀行)入行 平成10年1月 同行融資二部次長 平成12年4月 同行融資二部長 平成16年6月 同行融資部長 平成17年6月 同行取締役執行役員融資部長 平成19年5月 きらやか銀行常務執行役員融資本部長 平成20年4月 同行常務取締役 平成24年6月 同行代表取締役常務(現任) 平成24年10月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社きらやか銀行代表取締役常務(現任)	普通株式 18,500株

候補者番 号		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
6	高橋 博 (昭和29年3月22日生)	昭和52年4月 振興相互銀行(現仙台銀行)入行 平成12年4月 同行南光台支店長 平成14年12月 同行長町支店長 平成17年4月 同行苦竹支店長 平成19年6月 同行取締役本店営業部長 平成20年6月 同行取締役総務部長 平成25年6月 同行常務取締役 当社取締役(現任) 平成26年6月 仙台銀行代表取締役常務(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社仙台銀行代表取締役常務(現任)	普通株式 20,100株
7	佐 川 章 (昭和29年1月13日生)	昭和51年4月 殖産相互銀行(殖産銀行)入行 平成11年10月 同行山形大野目支店長 平成14年4月 同行総合企画部副部長 平成15年4月 同行総合企画部長 平成16年2月 同行総営リスク管理部長 平成16年4月 同行執行役員経営リスク管理部長 平成17年10月 きらやかホールディングス取締役グループ統括マネージャー 平成19年6月 同社常務執行役員グループ統括マネージャー 平成20年10月 きらやか銀行常務執行役員経営企画部長兼広報部 長 平成21年6月 同行常務取締役 平成24年10月 当社取締役(現任) 平成26年6月 きらやか銀行代表取締役常務(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社きらやか銀行代表取締役常務(現任)	普通株式 18,100株

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
8	斎藤 義 明 (昭和34年1月8日生)	昭和56年4月 振興相互銀行(現仙台銀行)入行 平成14年8月 同行融資部融資統括課長 平成16年4月 同行東部工場団地支店長 平成17年4月 同行企画部主任調査役 平成18年4月 同行業務監査部副部長兼監査課長 平成21年4月 同行業務監査部長 平成22年6月 同行取締役リスク統括部長 平成23年6月 同行取締役本店営業部長 平成25年6月 同行取締役(現任) 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社仙台銀行常務取締役(現任)	普通株式 12,800株
9	近 中 達 彦 (昭和33年10月15日生)	昭和56年4月 日本興業銀行入行 平成14年3月 みずほコーポレート銀行産業調査部次長 平成17年10月 同行コンプライアンス統括部参事役 平成19年5月 同行コンプライアンス統括部管理室長 平成22年4月 きらやか銀行常務執行役員 平成22年6月 同行常務取締役(現任) 平成24年10月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社きらやか銀行常務取締役(現任)	普通株式 19,800株
10	※ 太田順一 (昭和34年10月19日生)	昭和58年4月 振興相互銀行(現仙台銀行)入行 平成18年4月 同行リスク統括部コンプライアンス室長 平成20年6月 同行利府支店長 平成23年7月 同行名取支店長 平成25年7月 同行市場運用部長 平成25年10月 同行市場金融部長 平成26年6月 同行取締役市場金融部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社仙台銀行取締役市場金融部長(現任)	普通株式 11,900株

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
11	くま がい みつる 熊 谷 満 (昭和16年7月25日生)	昭和40年4月 東北電力株式会社入社 平成15年6月 同社取締役副社長 平成17年6月 同社取締役退任 株式会社ユアテック代表取締役社長 平成21年6月 株式会社ユアテック代表取締役会長 平成22年6月 仙台銀行取締役(現任) 平成24年10月 当社取締役(現任) 平成26年6月 株式会社ユアテック相談役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社仙台銀行取締役(現任)	普通株式 6,300株
12	※ 内藤 和 暁 (昭和40年12月10日生)	平成10年4月 弁護士登録(山形県弁護士会) 平成10年4月 古澤・内藤法律事務所入所(現任) 平成14年4月 東北芸術工科大学非常勤講師 平成16年4月 山形県弁護士会副会長 平成16年4月 東北弁護士連合会理事 平成20年10月 山形大学医学部非常勤講師 平成23年10月 山形県土地利用審査会会長(現任) (重要な兼職の状況) 古澤・内藤法律事務所弁護士(現任)	普通株式 -株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
 - 2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 熊谷満氏及び内藤和暁氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、熊谷満氏及び内藤和暁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 4. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者とした理由

熊谷満氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ中立な立場から取締役会の 意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけることから、社外取締役候補者としま した。

なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年9ヵ月であります。

内藤和暁氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、公正かつ中立な立場から取締役会の 意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけるものと考え、社外取締役候補者とし ました。

(2) 責任限定契約の内容

当社は、熊谷満氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。当社は、本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

内藤和暁氏の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 長谷部俊一氏及び監査役 菅野國夫氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。 つきましては、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 (生 年	月	名 日)		略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数						
			昭和53年4月	振興相互銀行(現仙台銀行)入行								
	*			平成14年 4 月	同行津谷支店長							
1	くまがい	廣	やす	平成16年4月	同行宮城町支店長	— 株						
1	熊谷			平成18年 4 月	同行事務部副部長兼事務管理課長	7/1						
	(昭和30年)	12月2	1日生)	平成22年 6 月	同行事務部長							
				平成26年 2 月	同行監査部長(現任)							
				昭和49年 9 月	監査法人太田哲三事務所 (現新日本有限責任監査法							
					人) 入所							
										昭和52年 3 月	公認会計士登録	
				昭和52年8月	税理士登録							
				平成元年5月	太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)社員							
	*			平成7年5月	太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員							
2	那 須 (昭和21年	和6月2	良	平成16年7月	日本公認会計士協会東北会会長及び日本公認会計 士協会本部常務理事	一 株						
				平成19年7月	日本公認会計士協会本部監事							
				平成22年 6 月	新日本有限責任監査法人退職							
				平成22年 7 月	那須公認会計士事務所開所 (現任)							
				平成23年 4 月	学校法人東北学院監事 (現任)							
				(重要な兼職の特	犬況)							
				那須公認会計	士事務所所長 (現任)							
				学校法人東北	学院監事(現任)							

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
 - 2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 監査役候補者那須和良氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 4. 那須和良氏を社外監査役の候補者とした理由は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識、並びにその経歴 を通じて培った経験と見識に基づき、客観的な立場から監査機能を発揮していただけるものと判断し、社外監査 役として選任をお願いするものであります。
 - 5. 那須和良氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第 1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、 法令が規定する最低責任限度額とする予定であります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成25年6月25日開催の第1期定時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額1億8千万円以内(うち社外取締役の報酬等の額を年額250万円以内)とご承認いただき今日に至っております。

今般、取締役会の監督機能強化を図るため、社外取締役1名の増員を第3号議案「取締役12名選任の件」において付議しており、今後ますます社外取締役の責務や期待される役割が増大すること等を勘案し、取締役のうち社外取締役分を年額250万円以内から年額2千万円以内に改めさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額(社外取締役の報酬額も含む)は現行どおり年額1億8千万円以内とし、変更しないものといたします。また、取締役の報酬額には、従来どおり役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

なお、現在の取締役は12名(うち社外取締役1名)でありますが、第3号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は12名(うち社外取締役2名)となります。

以上

メ	₹	

.....

中継会場ご案内図

- ●中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様 を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権 利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- ●中継会場にご来場の場合は、議決権行使書用紙により、あらかじめ議決権のご行使をお済ませ のうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

場/山形市旅篭町三丁目2番3号

きらやか銀行本店 3階大会議室 (023)631-0001

※無料駐車場「テレパーク緑町」を準備しております。



株主総会会場ご案内図

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

会場

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号 仙台銀行本店 9階講堂

(022)722-0039



旦灾		M	EΠ
最寄	V)	'(/)	い しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう
47 LJ		~ ~	י ופיו

J R	線	仙台駅から徒歩	• •	•	•	•	•	約11分
JR 仙 石	線	あおば通駅から徒歩		•	•		•	約6分
仙台市営地	下鉄	仙台駅から徒歩		•	•	•	•	約7分
山形仙台間高速	東バス	仙台駅前から徒歩						約8分